

国立公園施設の維持管理業務の概要

平成 22 年 2 月 12 日
内閣府公共サービス改革推進室

1. 国立公園の概要

日本を代表する優れた自然の風景地として、地方公共団体所有地や民有地も含めた広範な土地を指定し、公園内での行為を規制することにより自然や景観を保護する公園。現在、29 公園、面積 2,087,475ha を指定（環境省所管地は 1,062ha）。

なお、大山隠岐国立公園（大山寺及び榊水原集団施設地区）については、平成 22 年 7 月から公共サービス改革法に基づく民間競争入札の落札者による事業を実施する予定（平成 22 年 2 月中に入札公告を行う予定）。

2. 各国立公園の概況

注：環境省の維持管理費は、修繕、工事等を含めた平成20年度の金額。

公園名	公園施設	環境省 維持管理費	公園名	公園施設	環境省 維持管理費
利尻礼文 サロベツ	ビジターセンター(2箇所)、野営場、 トイレ(9箇所)、園地(12箇所)、自然 再生施設(2箇所)、登山道等	340万円	中部山岳	ビジターセンター(3箇所)、野営場 (4箇所)、トイレ(14箇所)、園地(5箇 所)、登山道等	5,000万円
知床	ビジターセンター、トイレ、園地(2箇 所)	1,300万円	白山	ビジターセンター(2箇所)、園地(3 箇所)、登山道	1,500万円
阿寒	ビジターセンター(2箇所)、野営場、 トイレ(12箇所)、園地(3箇所)、登山 道	3,000万円	南アルプ ス	トイレ、園地	—
釧路湿原	ビジターセンター(2箇所)、野営場 (2箇所)、トイレ(3箇所)、園地(2箇 所)、自然再生施設、登山道等	700万円	伊勢志摩	ビジターセンター、トイレ(3箇所)、園 地、登山道	700万円
大雪山	ビジターセンター、駐車場、園地(10 箇所)、登山道等	4,000万円	吉野熊野	ビジターセンター(2箇所)、トイレ(12 箇所)、園地(2箇所)、自然再生施 設、登山道等	3,000万円
支笏洞爺	ビジターセンター(3箇所)、野営場 (2箇所)、トイレ(13箇所)、駐車場(3 箇所)、園地(5箇所)、登山道等	17,600万円	山陰海岸	ビジターセンター、野営場、トイレ (12箇所)、園地、給水施設、登山道 等	1,200万円
十和田八 幡	ビジターセンター(3箇所)、野営場 (5箇所)、トイレ(22箇所)、駐車場(4 箇所)、園地(8箇所)等	5,000万円	瀬戸内海	ビジターセンター(2箇所)、野営場 (5箇所)、トイレ(28箇所)、駐車場(2 箇所)、園地(13箇所)、給水施設(2 箇所)、登山道等	6,000万円
陸中海岸	ビジターセンター(2箇所)、野営場 (2箇所)、トイレ(9箇所)、駐車場(2 箇所)、園地(3箇所)等	200万円	大山隠岐	ビジターセンター、野営場(4箇所)、 トイレ(31箇所)、駐車場(2箇所)、園 地(3箇所)、給水施設等	2,100万円
磐梯朝日	ビジターセンター(3箇所)、野営場 (4箇所)、トイレ(18箇所)、駐車場(2 箇所)、園地(5箇所)、登山道	2,500万円	足摺宇和 海	自然再生施設	—
日光	ビジターセンター、野営場(2箇所)、 トイレ(7箇所)、駐車場(2箇所)、園 地(4箇所)、植生復元施設(2箇所)、 登山道等	8,100万円	西海	トイレ(4箇所)、園地(3箇所)	3万円
尾瀬	ビジターセンター、野営場(2箇所)、 トイレ(3箇所)、駐車場、園地(4箇 所)、給水施設、登山道等	16,200万円	雲仙天草	ビジターセンター(3箇所)、野営場 (2箇所)、トイレ(17箇所)、駐車場、 園地(4箇所)、登山道等	3,000万円
上信越高 原	野営場(3箇所)、トイレ(8箇所)、駐 車場、園地(4箇所)、給水施設、登 山道	3,000万円	阿蘇くじゅ う	ビジターセンター(2箇所)、野営場、 トイレ(9箇所)、駐車場(2箇所)、園 地(2箇所)、自然再生施設、登山道 等	1,600万円
秩父多摩 甲斐	園地	240万円	霧島屋久	ビジターセンター、野営場(2箇所)、 トイレ(18箇所)、駐車場、園地(2箇 所)、登山道等	1,300万円
小笠原	自然再生施設、植生復元施設	900万円	西表石垣	ビジターセンター(2箇所)、トイレ(3 箇所)、園地、自然再生施設	2,200万円
富士箱根 伊豆	ビジターセンター(2箇所)、野営場、 トイレ(4箇所)、園地、登山道	5,100万円	合 計		95,800万円

3. 維持管理業務の概要

(1) 官民の役割分担

公園計画の策定、規制・許認可、直轄施設整備の企画発注等は官が実施。
その他の維持管理業務全般は民間が実施。

(2) 業務委託の内容

ビジターセンターの施設・設備の点検、清掃等の業務や、園地、トイレ、駐車場の巡回、清掃等。

(3) 維持管理の方法

管理体制	内 容	実施箇所 (ビジターセンター)	環境省の 委託金額 (20年度)
①環境省による 直轄管理	・環境省が維持管理費用を全額負担。 ・一般競争入札(最低価格落札方式)により民間委託を実施。	大山隠岐国立公園のみ	1,400万円 (100%)
②自然公園財団 を活用した管 理	・自然公園財団が、国、道県、市町村が整備した駐車場について、利用者から「施設利用・環境保全協力費」を徴収し、これを基に各種施設の維持管理等を実施。 ・各種施設の維持管理について、徴収した協力費ではまかなえない費用を、環境省が随意契約により自然公園財団に委託。 ・施設の維持管理業務は、自然公園財団が自ら実施。	十和田八幡平、日光、中部山岳、霧島屋久国立公園内の5箇所	2,250万円 (37%)
③地方公共団体 による管理	・国有財産の使用許可等により、地方公共団体が管理を実施(環境省の負担なし)。	利尻礼文サロベツ、中部山岳、白山国立公園内の4箇所	—
④運営協議会を 設けた運営	・環境省、地方公共団体、地元民間団体が運営協議会を組織し、費用を分担しつつ協働して管理を実施。 ・環境省は、随意契約により運営協議会(事務局団体)に委託。 ・運営協議会(事務局団体)は、人員を雇用し施設の維持管理を実施。	利尻礼文サロベツ、知床、阿寒、大雪山、支笏洞爺、釧路湿原、十和田八幡平、陸中海岸、磐梯朝日、富士箱根伊豆、上信越高原、伊勢志摩、吉野熊野、山陰海岸、瀬戸内海、雲仙天草、阿蘇くじゅう、西表石垣国立公園内の28箇所	12,500万円 (39%)
⑤地方公共団体 等との分担に よる管理	・地方公共団体や地元団体等関係者の協定等に基づき、決められた実施者が維持管理業務を実施。 ・環境省は、協定に基づいて随意契約により決められた実施者に委託。	尾瀬、吉野熊野、瀬戸内海、雲仙天草国立公園内の5箇所	4,000万円 (64%)

注：環境省の委託金額は、ビジターセンター等の維持管理にかかる委託金額。

() 内は環境省の費用負担割合。

4. 自然公園財団の概要

自然公園内における美化清掃及び利用施設の適切な維持管理を推進し、もって自然公園内における清潔の保持及び快適な利用環境のもとでの適正な公園利用に寄与することを目的として昭和54年に設立(基本財産は国、都道府県、民間資金。設立当初は「自然公園美化管理財団」。平成14年に「自然公園財団」に改称。)

現在、全国 20 支部で活動を実施。

常勤職員は、役員 1 名（専務理事）、事務局職員 50 名。

事業内容は次のとおり。業務に必要な費用は、公園利用者から徴収した施設利用・環境整備協力費のほか、国・地方公共団体の負担金や地域関係者の負担金等で充当。

- ・ 公園施設の維持管理事業
- ・ 自然環境の保全管理事業
- ・ 自然解説その他自然とのふれあいのための情報提供事業
- ・ 自然環境の保全及び自然とのふれあいに関する思想の普及
- ・ 自然環境の保全及び自然とのふれあいに関する調査研究 等

5. 議論のポイント

- (1) 国営公園を所管する国土交通省が公園の維持管理業務を民間開放する中で、国立公園の維持管理の方法が、自然公園財団による管理や運営協議会による管理等、民間事業者やNPO法人に広く開放されていないのは不合理であり、公共サービス改革法による民間競争入札を導入すべきではないか。
- (2) 5箇所国立公園の維持管理を行う自然公園財団が、駐車場等における収益事業に依存して存続しているのは、公益法人のあり方としていかなるものか。駐車場等の協力費を徴収して維持管理を行う事業者を特定の財団に固定する必要はなく、公共サービス改革法による民間競争入札を導入し、民間事業者やNPO法人が受託できる仕組みにするべきではないか。
- (3) 公園の維持管理業務の民間委託が進む中で、長年、国立公園の管理を手掛けてきた自然公園財団が今後も業務を継続する必要があるのか、必要に応じ、同財団の幹部の意見を聴取する必要がある。
- (4) 国が、地方公共団体等との協働管理の手法として、運営協議会を活用する手法の場合、運営協議会は方針等を定めるのみの機関として、各々の費用分担を明確にした上で、地方自治体が公共サービス改革法に基づく民間競争入札や指定管理者制度の活用による民間委託を導入することが考えられるのではないか。
- (5) 地方公共団体と協働管理している公園の管理形態については、必要に応じ、地方公共団体の意見を聴取する必要がある。

以上